

(様式2)

「**辺地に係る総合整備計画（案）**」の概要

1 趣旨について

京丹後市では、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれないなどの、政令で定める要件に該当している地域について、公共的施設の整備に関する財政上の計画（辺地に係る総合整備計画）を策定し、施策を実施してきたところです。この度、同計画期間の満了に伴い、新たに辺地に係る総合整備計画（平成23年度～平成25年度）を策定するものです。

2 内容について

1 辺地の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

各辺地を構成する町及び字を記述

(2) 地域の中心の位置

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づく各辺地の中心となる位置を記述

(3) 辺地度点数

規則第2条の規定に基づく辺地度点数を記載

2 公共的施設の整備を必要とする事情

辺地の地勢、現況等について記述

3 公共的施設の整備計画

計画年度内に整備しようとする公共的施設や事業主体等について記述